

庁舎清掃等業務委託 仕様書

甲府地区広域行政事務組合消防本部

この仕様書は、作業の概要を示すものであるが、現場の状況に応じて軽微なものは本書に記載されない事項であっても、委託者（以下「甲」という。）が美観又は建物管理上必要と認めた作業は、契約の範囲で実施するものとする。

1 目的

甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南消防署庁舎（以下、「本庁舎」という。）の合理的かつ適切な清掃等を受託者に委託することにより、本庁舎を良好な環境状態に保ち、長期にわたり維持することを目的とする。

2 履行場所及び清掃作業の対象

履 行 場 所：甲府市伊勢三丁目8番23号

清掃作業対象：本庁舎内の床及び窓ガラス等。なお、清掃場所等の詳細については「清掃実施場所面積表」のとおりとする。

3 契約期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

4 清掃作業時期等

（1）清掃作業時期

毎年度の6月、9月、12月、3月の4回とする。なお、清掃時期の詳細については「庁舎清掃等作業工程表」のとおりとする。

（2）清掃作業時間

午前8時45分から午後5時までとし、定期清掃においては原則土曜日又は日曜日に実施すること。

5 清掃作業の基本的事項

（1）受託者（以下「乙」という。）は、建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）を定め、作業の円滑な運営を図るものとする。

（2）作業員は必要人員を配置すること。

（3）清掃作業は原則として甲の指定する係員の指示に従うものとする。

（4）清掃作業に使用する器具及び材料は乙の負担とし、甲の検査を受けなければならない。

（5）乙は、業務委託契約締結後速やかに清掃作業等業務計画を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（6）乙は、管理技術者を定めたうえ、その者の氏名を甲に報告するものとする。

6 使用材料

（1）清掃に必要な器具及び材料等は、一切乙の負担とする。ただし、清掃に必要な電力、水道水の費用は甲の負担とする。

（2）清掃作業に使用する材料は次のとおりとする。

ア 床用洗剤

床用専用洗剤

イ じゅうたん用洗剤

- じゅうたん用専用洗剤
- ウ 床用ワックス剤
床用専用ワックス
- エ 窓ガラス用洗剤
窓ガラス用専用洗剤

7 清掃作業の実施方法

- (1) 6月：ビニールシート剥離清掃（剥離ワックス2層塗布）
※3階廊下（119.5 m²）は、年一回とする
- (2) 9月：ビニールシート清掃（洗浄ワックス1層塗布）
- (3) 12月：剥離清掃（剥離ワックス2層塗布）を除く全ての清掃
- (4) 3月：ビニールシート清掃（洗浄ワックス1層塗布）

8 清掃作業の方法等

- (1) 玄関、階段及び廊下の清掃等
 - ア 玄関、階段及び廊下の清掃は洗剤を使用して洗浄を行い、高濃度ワックスを一層塗布し、つや出し仕上げをすること。
 - イ 階段の手摺は水拭きを行うこと。
 - ウ 階段の壁は汚れ落としを行うこと。
- (2) 湯沸室の清掃
湯沸器及び流し台とその周辺を清掃すること。
- (3) 消防長室、次長室、次長兼署長室、女性用仮眠室、消防団室、広域局長室、広域事務室、甲府防火協会及び第2会議室、議場
 - ア 床は電気掃除機を使用して清掃すること。
 - イ じゅうたんクリーニングを実施すること。
 - ウ 議場は3年に1度の実施とし、必要に応じ染み抜き、家具調度品の清掃等も実施し、適切な保全を図ること。
- (4) 指令室、指令課事務室及び防災対策室の清掃
 - ア 床は電気掃除機を使用して清掃すること。
 - イ じゅうたんクリーニングを実施すること。
 - ウ ドライクリーニングとする。
 - エ 静電気防止ワックスとする。（コンピューター室）
- (5) 仮眠室、更衣室及び講堂の清掃
 - ア 床は電気掃除機を使用して清掃すること。
 - イ 仮眠室と更衣室の木床は、床材に適したワックスを塗布し、つや出し仕上げをすること。
 - ウ 講堂の床はビニールシートの上から洗剤及びワックス等を使用せずに清掃すること。
- (6) 事務室の清掃
衝立、椅子等容易に移動できるものは移動しながら床を掃き、洗剤を使用して洗浄を行い、高濃度ワックスを一層塗布し、つや出し仕上げをすること。
- (7) 食堂の清掃
椅子等容易に移動できるものは移動しながら床を掃き、洗剤を使用して洗浄を行

い、高濃度ワックスを一層塗布し、つや出し仕上げを行うこと。

(8) 窓ガラス及びパーテーションガラスの清掃

適用洗剤を使用してガラスの両面の汚れを落とし、スクイージで水切をすること。

なお、本庁舎2階以上の階層で南面に設置されている窓は内側のみの清掃とする。

(9) 照明器具の清掃

蛍光灯カバーを取り外し、ちり払いし、適正洗剤を使用すること。また、水分が残らないよう乾いた布で拭くこと。蛍光管等の消耗がみられる場合、交換等の処置を行うこと。なお、蛍光管等は甲の負担とする。

9 マット布置

マットはビニールシートの上に置く用途に適したものとする。

(1) 交換時期

月1回とする。

(2) 布置箇所(特大2、大16、小3)

※サイズ(特大 2550mm×1450mm、大 1500mm×900mm、小 900mm×750mm)

1階(正面玄関 特大1、職員通用口 特大1、夜間出入口 大2、風呂
洗面前 大1、エレベーター前 小1、裏通用口 大1)

2階(本部出入口 小1、消防長室入口 小1)

3階(講堂入口内側 大2、指令課入口内側 大1)

1～3階(トイレ入口 大3)(職員裏通路外階段前 大2)

1・3階(階段入口 大2)、2階(階段入口 大2)

10 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく管理業務

(1) 受水槽の清掃

ア 清掃作業時期

毎年度6月とする。

イ 清掃箇所

地上式受水槽2基(12m³、6m³)、高架水槽1基(5m³)とする。

(2) 水質検査(簡易専用水道検査含む)

ア 検査時期

毎年度6月～9月、1月～3月の2回とする。

(6月は28項目検査、3月は16項目検査、簡易専用水道3月)

(3) 空気環境測定

ア 測定時期

毎年度5月、7月、9月、11月、1月、3月の6回とする。

イ 測定箇所

外気1箇所、1階2箇所、2階3箇所、3階3箇所の9箇所とする。

(4) 排水管清掃

ア 清掃時期

毎年度6月、12月の2回とする。なお、庁舎清掃と同時時期に行うこと。また、排水管の詰まり等の保守管理も含むものとする。

イ 清掃箇所

(ア) 1階: 湯沸室、洗面所、便所、清掃用具室、シャワー室、女性用仮

眠室

- (イ) 2階：湯沸室、洗面所、便所、消防支援室、清掃用具室
 - (ウ) 3階：湯沸室、洗面所、便所、清掃用具室、シャワー室
- (5) ねずみ、害虫等駆除
- ア 駆除時期
毎年度6月、12月の2回とする。
 - イ 駆除箇所
 - (ア) 1階：湯沸室、洗面所、便所、シャワー室
 - (イ) 2階：湯沸室、洗面所、便所、食堂
 - (ウ) 3階：湯沸室、洗面所、便所、シャワー室

11 作業上の注意事項

- (1) 衛生薬品及び火気の取扱いには十分留意すること。
- (2) 引火性の薬品は使用しないこと。
- (3) 工作物、備品等は損傷しないこと。
- (4) 電話線及びコンセントボックスには水気を残さないこと。
- (5) 床面の電気コード、電話線等が水気により不良を起こす可能性を認めるときは、これを回避するよう措置すること。
- (6) 電気及び水道水の使用にあつては極力節約に努めること。
- (7) 床、壁、照明器具その他施設を破損した場合、又は破損箇所を発見した場合は直ちに甲に報告すること。

12 安全基準

貯水槽の清掃及びねずみ、害虫等駆除に使用した薬品により事故が発生した場合は、乙の責任においてその損害を負うものとする。

13 損害賠償

作業員の故意又は過失により、工作物、備品その他に損害を与えた場合は乙の責任においてその損害を賠償すること。

14 業務報告

乙は、前記10(1)「受水槽の清掃」、10(2)「水質検査」、10(3)「空気環境測定」、10(4)「排水管清掃」、10(5)「ねずみ、害虫等駆除」の終了後、速やかに報告書を作成し、甲に提出するものとする。

15 その他

この仕様書に疑義が生じた場合、乙と甲の協議により決定するものとする。

清掃実施面積表

1 床

	清 掃 箇 所	面積 (㎡)	ビニールシート	じゅうたん	木 床
1 階	展 示 ホール	36.5	○		
	受 付	22.3	○		
	ホー ル 廊 下	86.7	○		
	南 署 事 務 室	119.0	○		
	階 段	79.2	○		
	ト イ レ 入 口	8.0	○		
	湯 沸 室	12.0	○		
	洗 面 室	7.0	○		
	仮 眠 室	119.0			○
	女性用仮眠室	19.2		○	
	更 衣 室	24.0			○
2 階	消 防 長 室	36.0		○	
	次 長 室	18.5		○	
	本 部 事 務 室	186.9	○		
	廊 下	159.7	○		
	ト イ レ 入 口	8.0	○		
	湯 沸 室	12.0	○		
	食 堂	57.5	○		
	本 部 更 衣 室	18.0			○
	南 署 事 務 室	64.0	○		
	南 署 署 長 室	16.5		○	
	南 署 更 衣 室	7.0			○
	消 防 団 室	34.3		○	
	広 域 事 務 室	50.5		○	
	広 域 局 長 室	23.1		○	
	湯 沸 室	6.7	○		
	第 2 会 議 室	116.7		○	
	甲府防火協会	60.0		○	
	消防支援員室	32.1	○		
3 階	議 場	116.7		○	
	廊 下	119.5	○ (年1回)		
	指令課事務室	44.5		○	
	指 令 室	126.0		○	
	仮 眠 室	44.0		○	
	防 災 対 策 室	33.0		○	
	コンピュータ室	48.0	○		
	ト イ レ 入 口	8.0	○		
	湯 沸 室	12.0	○		
	洗 面 室	3.5	○		
	講 堂	279.0	○		
	合 計	2157.9	1367.6	603.1	187.2

2 マット

床マット枚数	21枚
--------	-----

3 窓ガラス

ガラス種類	面積 (㎡)
窓ガラス	409(片面)

4 蛍光灯等

形 式	数 量 (基)
蛍光灯 2 灯式 40 w	114
蛍光灯 1 灯式 40 w	75
蛍光灯 2 灯 20 w	9
蛍光灯 ガラス式	6
蛍光灯 マス式	43
庁舎外照明器具 (車庫内縦型含む)	12
合 計	259